

2025 年度事業計画書

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

近年、世界経済は不安定な状況が続いており、地政学的リスクの高まりや国際的な経済摩擦、エネルギー価格の変動などが各国の経済活動に大きな影響を与えている。また、地球温暖化の進行に伴う異常気象の発生が世界各地で報告されており、農業分野にも深刻な課題をもたらしている。これにより、各国で持続可能な農業の実現に向けた対策が求められている。

日本の農業も長年の課題である生産者の高齢化や担い手不足に加え、気候変動の影響や生産コストの上昇など、多くの課題に直面している。これに対応するため、農業技術の革新や生産基盤の強化が急務となっており、政府による農業政策の見直しや、新たな食料安全保障の枠組みづくりが進められている。こうした変革期において、農業研究の重要性を再認識し、持続可能な農業の発展を支援する取り組みが一層重要になっている。

当財団は、初代理事長 松島憲二氏が父源太郎の信念「農業は立国の基」に基づき青果流通事業を継承し、昭和 49 年（1974）5 月に東京中央青果株式会社専務取締役の定年退職を機に、我が国の園芸事業の発展に寄与することを願い、各界のご厚情への感謝をこめ私財を投じ設立した園芸振興財団である。

設立から 50 年以上にわたり、（1）園芸の発展に寄与する試験研究に対する研究費の助成、（2）園芸産地の育成、技術の開発など園芸振興のために特段の努力をされ注目すべき成果を上げられた個人または団体の表彰の二つの事業を中心に運営を続け、2011 年度（平成 23 年度）には内閣府により公益財団法人に認定され、日本農業の一層の発展に寄与できるよう事業を推進している。

2025 年度においても、我が国の園芸研究の発展と野菜・果樹作など園芸の振興へ、関係者の協力・支援を得て、以下の事業内容、計画及び予算に従い、事業を遂行する。

1. 2025年度(令和7) 年間事業計画

2025年度年間事業計画は、以下の通りとする。

	評議員会・理事会・専門委員会	助成・奨励事業	その他
4月			前年度助成金送付開始
5月	前年度事業報告・収支決算書決議 ／専門委員の委嘱 【理事会】		
6月	前年度事業報告・収支決算書承認 【評議員会】 本年度研究助成・振興奨励募集要領決定／選考会議等日程決定 【理事・専門委員合同会議】		事業報告・決算書 内閣府提出
7月		本年度研究助成・振興奨励募集要領発表、募集開始(HP・研究機関等通知、広告掲載)	
8月			
9月			
10月		研究助成・振興奨励応募申込書締切(10月末日)	
11月	野菜・果樹・流通経営各部門別分類 ／選考基準等決定 【専門委員会】	研究助成・振興奨励申請書審査・候補者選考	
12月	野菜・果樹・流通経営各部門別審査 【各審査部会】		
1月	助成・奨励候補者決定 【部会長会議】		2023年度研究成果要約・振興奨励対象紹介編集印刷
2月	2025年度助成・奨励対象者等決定 2026年度事業計画・収支予算書決定 【理事会】	助成・奨励対象者等決定	2025年度助成・奨励贈呈者決定報告発送
3月		研究助成金・振興奨励賞贈呈式開催(下旬) 【贈呈式】	2025年度助成・奨励贈呈者へ助成金振込、賞記及び目録発送 2023年度研究成果要約・振興奨励対象紹介発行 事業計画・予算書等 内閣府提出

2. 公益事業内容

(1) 研究助成

- 1) 青果物生産の振興に関する調査、研究に対する園芸振興助成として、別に定める第52回研究助成募集要領により、個人または共同研究グループを広く公募の上、1研究当たり100万円を上限として選考し、決定対象者に研究助成金を贈呈する。
- 2) 生鮮食料品、特に青果物の流通改善及び消費改善に関する調査、研究に対する助成として、1)に定めた要領により公募選考の上、決定対象者に対し、1)と同金額の研究助成を行う。
- 3) 研究助成の選考に漏れた対象者のうち、応募内容をさらに精査の結果、応募課題が園芸振興松島財団研究助成の趣旨に合致しており、研究手法が適正で、将来一層の発展が期待される女性研究者あるいは若手男性研究者を松島光代特別助成の対象とし、1件10万円を贈呈する。

(2) 振興奨励

青果物の生産、流通及び消費改善に関する調査、研究、開発、普及等の活動の推進に著しく貢献した個人または団体に対する奨励若しくは表彰として、別に定める第51回園芸振興奨励募集要領により、広く公募または推薦を受けた者を審査選考の上、決定対象者に振興奨励賞として賞記並びに楯を贈呈する。

(3) 園芸振興普及

- 1) 2023年度研究助成、振興奨励決定者の研究成果要約並びに振興奨励対象者紹介等報告書の編集、及び出版を実施する。
- 2) 第52回研究助成対象者、第51回振興奨励賞授賞決定の代表者に対する贈呈式を実施する。
- 3) 過去に研究助成金の贈呈、又は振興奨励賞を授与した課題のその後の技術や成果の普及状況を課題実施の現地において視察・調査し、役員及び専門委員の業務に活かすため調査研究会の実施を検討する。